

委託設計書					委託方法	単価契約	
所属	市民部 市民安全課			設計年月日	令和 年 月 日		
部長	課長	参事補	補佐	主幹	主査	係	設計者
委託名称	市民生活安全対策パトロール委託						
委託場所	松戸市市内一円						
年度科目	令和8年度	委託期間		自：令和8年4月1日 至：令和9年3月31日			
委託費計	一金	円(一日当たり)			設計内容審査済		

內訛表

第1表

第2表

広報啓発活動員

名 称	規 格	数 量	单 位	金 額		摘 要
				单 価	小 計	
広報啓発活動員	7:00~9:00(2h) 車両2台 1台2名乗車 2h × 2名 × 2台	8	時間			令和7年度地域別最低賃金 (千葉県)適用
広報啓発活動員	14:30~17:30(3h) 車両2台 1台2名乗車 3h × 2名 × 2台	12	時間			令和7年度地域別最低賃金 (千葉県)適用
広報啓発活動員	19:00~22:00(3h) 車両2台 1台2名乗車 3h × 2名 × 2台	12	時間			令和7年度地域別最低賃金 (千葉県)適用
広報啓発活動員	22:00~23:00(1h) 車両2台 1台2名乗車 1h × 2名 × 2台	4	時間			令和7年度地域別最低賃金 (千葉県)適用 ※割増賃金(労働基準法第 37条第4項)
経費	自動車損害補償保険(任意) その他	1	式			運転者限定なし 対人・対物無制限 計の30%以内計上
計						

市民生活安全対策パトロール委託 仕様書

1. 委託名称

市民生活安全対策パトロール委託

2. 委託場所

松戸市市内一円

3. 委託期間及び委託時間

- (1) 委託期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和8年12月28日から令和9年1月3日までの期間を除く。）の240日間とする。
- (2) 委託時間は7時から9時、14時30分から17時30分及び19時から23時の実働9時間とする。ただし、市は犯罪発生状況等に応じて受託者と協議のうえ、これを変更することが出来る。

4. 委託内容

- (1) 市が指定する場所を車両により巡回し、防犯に関する広報活動を行うこと。
- (2) 7時から9時までの間は、主に市が指定する小学校周辺を巡回すること。
- (3) 14時30分から17時30分までの間に、秋山1丁目24番地先歩道上にある「松戸市秋山地区防犯ボックス」、常盤平6丁目5番地2にある「松戸市警防ネットワーク安全・安心ステーション」へ、市が指示した場合には立寄ること。
- (4) 広報活動中における犯罪及び危険行為等に関する警察への情報提供に関すること。
- (5) 広報活動中における道路上の防犯啓発物の確認及び撤去等の処置。
- (6) その他、市が必要と認めた犯罪抑止活動等に関すること。

5. 使用車両

- (1) 市が提供する車両（以下、「車両」という。）は2台とする。
- (2) 受託者は使用する車両を適宜清掃し、清潔に保たなければならない。ただし、清掃に要する用品については市で用意をするものとする。

6. 従事者の資格及び人数等

- (1) 従事者は、都道府県公安委員会が発行する普通自動車運転免許の資格を有し、使用する市の車両を運行するため、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの警察の許可（パトロール実施者証）を有する者が従事すること。
- (2) 前項（2）において定められた資格を有さない者を従事させようとする場合は、受託者は速やかに資格を有するための措置を講じなければならない。
- (3) 従事者は、原則車両1台に2名、合計4名とする。
- (4) 従事者は、業務中、市が貸与する被服を着用する。
- (5) 従事者について、1日4人の定数が割れないように、予備員を配置し報告すること。
- (6) 車両の運転については、実働日において原則満75歳未満の者とすること。ただし、同乗者においてはその限りではない。

7. 損害賠償責任

受託者は、任意の自動車損害賠償保険（運転者限定なし、対人・対物無制限）に加入し、事故、損害については、受託者が一切の責任を負う。ただし、自動車損害賠償責

任保険（強制保険）についてはこの限りでない。また原因、被害等状況を速やかに市に報告し、併せて誠意ある対応、解決に努め、市の指示に従うこと。

8. 義務履行及び注意事項

- (1) 本事業実施に対し、本仕様書並びに道路運送車両の保安基準第 55 条、松戸市財務規則、その他関係法令等を適用する。
- (2) 受託者は、安全管理のための関係法令を遵守し、その防止に必要な研修等の措置に必要な研修等の措置を充分に講じ事故防止のための責務を負う。
- (3) 受託者は、従事者に対し、車両の始業点検、終業点検及び清掃を行い、常に安全業務に努めるよう指導する。
- (4) 受託者は、従事者に対し、業務中に交通事故が発生し、または乗車車両が損傷した場合は、直ちに報告するよう指導する。
- (5) 業務中、犯罪行為、危険行為等を確認した場合、従事者は直ちに所轄の警察署に通報すること。
- (6) 受託者の責めに負う理由や天候の悪化等のやむをえない理由により業務を中止する場合、中止部分の費用は生じないものとする。
- (7) 車両の故障及び急激な天候の悪化、その他の危険により事業の実施が困難になった場合、従事者は直ちに車両の運行を中止したうえで安全を確保し、遅滞なく報告した後に適切な場所で待機するものとする。なお、待機中の費用は生じるものとする。
- (8) 受託者は従事者に対し、業務中、市民からの本事業に関しない問合せ等があった場合には、市役所の担当部署へ連絡するよう指導すること。
- (9) 本業務は、松戸市からの委託を受けて行っていることを各自が十分理解し、自覚を持って業務にあたることとし、身だしなみ、姿勢、態度、言動等には十分配慮すること。休憩中であっても、市民等に誤解を与えるような行為は厳に慎むこと。
- (10) 従事者は業務中、市からの携帯電話の呼び出しに対して、直ちに応答できるように注意を払うこと。
- (11) 各車両ごと、毎日の活動終了後に、1 日の活動結果を「市民安全パトロール日報」（別紙様式 1）により市へ報告すること。
- (12) 市からの指示により求められた情報・報告等は、速やかに報告すること。
- (13) 被服等にかかる諸経費は受託者が負担する。
- (14) 受託者および従事者は、業務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その業務を終了した後も同様とする。
- (15) 従事者が自己で判断しかねる事象が生じた場合は、まずは現場管理者に相談し、必要に応じて市に相談すること。
- (16) 業務開始時は現場管理者が立ち会い、連絡・注意事項喚起を行う。その際は免許証・酒気帯び確認を行う。また、現場管理者が不在の場合は、これに準ずる者による確認を行うこと。
- (17) 勤務時における庁舎敷地内への自家用車の乗り入れは禁止とする。

9. その他

この仕様書に定めない事項及び疑義が生じた場合は、市と受託者で誠意を持って協議すること。

課長	参事補	補佐	主査	担当

市民安全パトロール日報

実施日	年月日()	使用車両	- 110
-----	--------	------	-------